

エコリサイクル便運送約款

(2009年9月30日 関自貨第977号)

エコリサイクル便運送約款

目 次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 運送の引受け（第五条—第十一条）
- 第三章 荷物の引渡し（第十二条）
- 第四章 指図（第十三条・第十四条）
- 第五章 事故（第十五条—第十七条）
- 第六章 責任（第十八条—第二十六条）

エコリサイクル便運送約款

第一章 総 則

(適用範囲)

第一条 この運送約款は、当店の経営する一般貨物自動車運送事業において、エコリサイクル便サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する運送に適用されます。

2 この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

3 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

(定義)

第二条 この運送約款において、「本サービス」とは、荷送人より排出される機密書類（以下「書類」といいます。）を次項の専用ダンボールに収納し、その内容物の機密を厳重に保持した上、第四項に定める荷受人まで運送し、溶解処理をするサービスをいいます。

2 この運送約款において、「専用ダンボール」とは、当店の荷送人より本サービスを受託するにあたり、荷送人が書類を収納する専用の容器をいいます。ただし、当店の承認を得た場合、荷送人が独自に専用のダンボールを準備することができます。その場合は、そのダンボールを専用ダンボールといいます。

3 この運送約款において、「エコリサイクル便」（以下「荷物」といいます。）とは、荷送人が書類の処理を当店の委託するため、自己の排出する書類を収納、梱包した専用ダンボール箱をいいます。

4 この運送約款において、「溶解処理会社」（以下「荷受人」といいます。）とは、荷物の溶解処理と紙資源再生の処理設備を有する当店の指定の事業者をいいます。

5 この運送約款において、「溶解証明書」とは、本サービスにより書類の溶解処理が完了したとき、その事実を証するものをいいます。

(荷物の当店の引渡し等)

第三条 荷送人は、書類を専用ダンボールに収納し梱包の後、封印を施した上で、当店の引き渡すものとします。

2 当店は、荷送人より荷物の引き渡しを受けたときは、荷送人に対し第六条の送り状を発行します。その際、荷送人は、荷物の内容が次条第一項に該当するものではないことを確認するものとします。

3 当店は、引き受けた荷物を荷受人まで運送し、荷受人に引き渡します。

4 当店は、当該荷物の溶解処理が完了した後、荷受人が発行する溶解証明書を当店の経由して荷送人に交付するものとします。

(混入禁止)

第四条 荷送人は、専用ダンボールに書類以外のものを収納しないものとし、特に次に掲げる物品（類似物品を含むものとし、）を書類に混入してはならないものとします。

一 トレーシングペーパー

二 記憶媒体（FD、CD等）その他紙以外の材質のもの

2 当店は、荷物に前項に該当する物品が収納或いは混入されているおそれがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、当該専用ダンボールを開梱し、点検することができます。

3 前項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が申込者の明告したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

第二章 運送の引受け

(受付日時)

第五条 当店は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

2 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

(送り状)

第六条 当店は、荷物の運送を引き受ける時に、次の事項を記載した送り状を荷物一個ごとに発行します。この場合において、第一号から第三号までは荷送人が記載し、第四号から第九号までは当店が記載するものとします。ただし、電子記録および通信により当店が荷送人に代行して作成することがあります。

- 一 荷送人の氏名又は名称
- 二 荷受人の氏名又は名称
- 三 内容物の品名
- 四 本サービス名
- 五 当店の名称及び問い合わせ窓口電話番号
- 六 荷物の運送を引き受けた営業所その他の事業所の名称
- 七 荷物受取日
- 八 運賃その他運送に関する費用の額
- 九 その他荷物の運送に関し必要な事項

(荷造り)

第七条 荷送人は、本サービスに対する第三条第一項に規定する荷造りをしなければなりません。

2 当店は、荷物の荷造りが本サービスに適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求するものとします。

(引受拒絶)

第八条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、本サービスに関する運送の引受けを拒絶することがあります。

- 一 運送の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- 二 荷送人が第四条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。
- 三 荷造りが本サービスの運送に適さないとき。
- 四 本サービスの運送に関し、荷送人から特別の負担を求められたとき。
- 五 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 六 荷物が第四条第一項に規定する混入禁止物品であるとき。
- 七 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(外装表示)

第九条 当店は、荷物を受け取る時に、第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を荷物の外装に貼り付けます。

(運賃等の収受)

第十条 当店は、荷送人より荷物を受け取る時に、国土交通省に届けた運賃・料金その他運送に関する費用（以下「運賃等」という。）を収受します。

2 運賃等は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

3 当店は、収受した運賃等の割戻しはしません。

(連絡運輸又は利用運送)

第十一条 当店は、荷送人の利益を害しないかぎり、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第三章 荷物の引渡し

(荷物の引渡しを行う日等)

第十二条 当店は、荷物受取日から8日以内に荷受人に荷物を引き渡します。

2 前項の規定にかかわらず、当店は荷物引渡予定日が荷受人の休業日の場合には、荷物引渡予定日の翌営業日に引き渡すことがあります。

第四章 指 図

(指図)

第十三条 荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときに消滅します。

3 第一項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、荷送人の負担とします。

(指図に応じない場合)

第十四条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

2 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第五章 事 故

(事故の際の措置)

第十五条 当店は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

2 当店は、荷物に著しいき損を発見したとき、又は荷物の引渡しに荷物引渡予定日より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

3 当店は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当店の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、その荷物の運送の中止、返送その他の適切な処分をします。

4 当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

5 第二項の規定にかかわらず、当店は、運送上の支障が生ずると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

6 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

7 第二項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第三項の規定による処分に要した費用は、荷物のき損又は遅延が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥によるときは荷送人の負担とし、その他の時は当店の負担とします。

(混入禁止物品の処分)

第十六条 当店は、荷物が第八条第六号に該当するものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。

2 前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第十七条 当店は、荷物の滅失に関し荷送人から証明の請求があったときは、荷物引渡予定日から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

2 当店は、荷物のき損又は遅延に関し荷送人から証明の請求があったときは、荷物の引き渡した日から十四日以内に限り、事故証明書を発行します。

第六章 責 任

(責任の始期)

第十八条 荷物の滅失又はき損についての当店の責任は、荷物を荷送人から受け取ったときに始まります。

(責任と挙証)

第十九条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の受取、引渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損又は遅延について損害賠償の責任を負います。

(免責)

第二十条 当店は、次の事由による荷物の滅失、き損又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 一 荷物の混入禁止物品による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- 二 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
- 三 不可抗力による火災
- 四 予見できない異常な交通障害
- 五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- 六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 七 荷送人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤（電子情報含む）その他荷送人の故意又は過失

(引受制限荷物等に関する特例)

第二十一条 第八条第五号に該当する荷物については、当店は、その滅失、き損又は遅延について損害賠償の責任を負いません。

2 第八条第六号に該当する荷物については、当店がその旨を知らずに運送を引き受けた場合は、当店は、荷物の滅失、き損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

(損害賠償の額)

第二十二条 当店は、この運送約款の規定に従って引き受けた荷物が滅失、き損又は遅延した場合、当該荷物の運賃、料金の範囲内でその損害を賠償します。ただし、当該荷物の滅失、き損により個人情報漏洩し、荷送人に損害を与えた場合は、当店の規定する補償限度額の範囲内で賠償します。

(運賃等の払戻し等)

第二十三条 当店は、天災その他やむを得ない事由又は当店の責任による事由によって、荷物の滅失、著しいき損又は遅延が生じたときは、運賃等を払い戻します。この場合において、当社が運賃等を収受していないときは、これを請求しません。

(時効)

第二十四条 当店の責任は、荷受人が荷物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。

2 前項の期間は、荷物が滅失した場合においては、荷物引渡予定日からこれを起算します。

3 前二項の規定は、当社がその損害を知っていた場合には、適用しません。

(連絡運輸又は利用運送の際の責任)

第二十五条 当社が、他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この運送約款により当社が負います。

(荷送人の賠償責任)

第二十六条 荷送人は、第八条第五号又は第八条第六号物に該当する荷物により当社に与えた損害については、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかったとき、又は当社がこれを知っていたときは、この限りではありません。

個人情報漏えいに関する補償について

エコリサイクル便サービスにおける、個人情報漏えいに関する補償の範囲は以下のとおりです。

(損害の範囲)

当社が補償する損害は、以下の通りです。

(1) お客様が支出した次の各号に掲げる費用

- [1] お客様が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、雑誌もしくはこれらに準じる媒体による謝罪のための会見、発表、広告等または本人もしくはその家族への謝罪文の作成、送付等に要した費用
- [2] 個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞品購入費用。(以下、「見舞品購入費用」といいます。)ただし、社会通念上妥当な費用に限ります。
- [3] 貨物に損害が生じ、お客様が損害が生じた貨物に含まれている情報と同種同等の情報を再作成もしくは再取得する場合に限り、同種同等の情報の再作成費用もしくは再取得費用(以下、「再作成費用」といいます。)

(2) 次の各号に掲げるものをお客様が負担することによって生じる損害。

- [1] 法律上の損害賠償金
- [2] 争訟費用
- [3] 求償権保全費用
- [4] 損害防止費

(補償限度額)

当社が補償する金額は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 前記の損害の範囲に規定する損害について、当社の補償額は1事故あたり1億円を超えないものとします。
- (2) 個人情報を漏えいされた本人への見舞品購入費用については、個人情報1件につき1,000円を限度とします。

再作成費用は、200万円を限度とします。